



2026年 9月4日
第37号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

大宮地本不当労働行為救済申立第4回調査 第4回調査に合わせたビラ配布行動と調査報告集会を開催！

現在、大宮地本では不当労働行為の救済申立を埼玉県の労働委員会に行っています。今回、第4回調査が9月2日に行われました。横浜地本では東神奈川駅と茅ヶ崎駅の駅前でビラ配布行動を実施、大宮地本報告集会に参加、横浜地本事務所においても集会会場とリモート中継をつないで参加しました。

横浜地本ビラ配布には20名が参加！231枚を配布！



東神奈川駅
&
茅ヶ崎駅



調査報告集会にはリモート含め134名が参加！



さいたま市の文化ホールで行われた報告集会では今回、会社が「会社の専権事項」として開示しなかった昇職試験結果を一部開示するなど、これまでのたたかいによる一定の成果を確認しました。

また、組合脱退懲通を受けた組合員が作成した「陳述書」の読み合わせに参加した全員で行いました。当該組合員が本社ビルなどで受けた不当労働行為の内容・時系列が経営幹部・副長の実名入りで読み上げられた後、参加者からは「生々しいやり取りにさらに怒りがこみ上げる」「許せない」などの声があがりました。

大宮地本執行委員長からは会社側が団体交渉において「経営幹部は不当労働行為をやってはいけないとわかっているからやらない。だから調査はしない」と回答していたことを踏まえ「**陳述書を読んで、組合員と会社、どちらが嘘で、どちらが本当のことを言っているのか組合員・社員に判断してもらいたい**」と提起されました。

私たちは何をすべきか？ 私たちに何ができるか？ 陳述書に綴られた事実からたたかいをつくりだそう！